

平成29年松茂町議会第2回定例会会議録

第1日目（6月7日）

○出席議員

- 1 番 鎌 田 寛 司
- 2 番 川 田 修
- 3 番 板 東 絹 代
- 4 番 立 井 武 雄
- 5 番 佐 藤 道 昭
- 6 番 佐 藤 禎 宏
- 7 番 森 谷 靖
- 8 番 原 田 幹 夫
- 9 番 佐 藤 富 男
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 藤 枝 善 則
- 12 番 一 森 敬 司

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	広瀬憲発
教育長	庄野宏文
総務参事	大迫浩昭
産業建設参事	井上雅史
民生参事	古川和之
教育次長	吉田英雄
税務課長	南東稔
危機管理室長	吉崎英雄
総務課長	松下師一
建設課長	小坂宜弘
産業環境課長	原田賢
下水道課長	石森典彦
水道課長	富士雅章
福祉課長	鈴谷一彦
住民課長	谷本富美代
社会教育課長	尾野浩士
学校教育課長	山下真穂

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長代理	吉田正則
議会事務局局長補佐	松下理恵

## 平成29年松茂町議会第2回定例会会議録

平成29年6月7日（第1日目）

### ○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 同意第2号 松茂町農業委員会の委員を認定農業者に準ずる者をもって過半数とすることについて
- 日程第6 同意第3号 松茂町農業委員会の委員の任命について
- 日程第7 同意第4号 松茂町農業委員会の委員の任命について
- 日程第8 同意第5号 松茂町農業委員会の委員の任命について
- 日程第9 同意第6号 松茂町農業委員会の委員の任命について
- 日程第10 同意第7号 松茂町農業委員会の委員の任命について
- 日程第11 同意第8号 松茂町農業委員会の委員の任命について
- 日程第12 同意第9号 松茂町農業委員会の委員の任命について
- 日程第13 同意第10号 松茂町農業委員会の委員の任命について
- 日程第14 同意第11号 松茂町農業委員会の委員の任命について
- 日程第15 同意第12号 松茂町農業委員会の委員の任命について
- 日程第16 同意第13号 松茂町農業委員会の委員の任命について
- 日程第17 同意第14号 松茂町農業委員会の委員の任命について
- 日程第18 報告第1号 松茂町土地開発公社平成29年度事業計画及び予算並びに平成28年度決算に関する書類の提出について
- 日程第19 報告第2号 平成28年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第20 報告第3号 専決処分の報告について
  - 専決第1号 工業団地下水道工事その5変更請負契約締結について
  - 専決第2号 津波防災センター・中央庁舎建築工事変更請負契約締結について

専決第 3号 松茂町老人福祉センター改修工事変更請負契約締結について

日程第21 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて

専決第 4号 松茂町税条例の一部を改正する条例

専決第 5号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第 6号 平成28年度松茂町一般会計補正予算（第5号）

専決第 7号 平成28年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

専決第 8号 平成28年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）

専決第 9号 平成28年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第4号）

専決第10号 平成28年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）

日程第22 議案第27号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第23 議案第28号 徳島市と松茂町との間における一般廃棄物の処理に係る事務の委託に係る協議について

日程第24 議案第29号 平成29年度松茂町一般会計補正予算（第1号）

日程第25 発議第 2号 議員派遣の件

平成29年松茂町議会第2回定例会会議録

第1日目（6月7日）

---

午前10時00分開会

○議会事務局長代理【吉田正則君】　ただいまから平成29年松茂町議会第2回定例会の開会をお願いいたします。

まず初めに、一森議長よりご挨拶がございます。

○議長【一森敬司君】　皆さん、おはようございます。今日は、平成29年松茂町議会第2回定例会の開会ということで、一言、ご挨拶を申し上げたいと思います。

まず最初に、皆さん方にお礼とおわびを申し上げなければなりません。それも、去る5月1日に臨時議会がありまして、そのおりに私不在のまま議長にお選びをいただきました。それと同時に、皆さん方一人ひとりの方に多大なるご迷惑をおかけしました。本当に申しわけなく思っております。

しかしながら、松茂町議会は、12名という少数精鋭の議会であります。松茂の空港を飛び立つときに、松茂町は本当にええとこやなと皆さん方にうらやましがられるような町づくりを目指して、実行力と信頼感あふれる議会と、町長をはじめとした優れた行政スタッフが力を合わせて町民一人ひとりの皆さん方に本当に納得してもらえるようなまちづくりを目指して、頑張っまいると思っております。

私個人のことですが、1カ月のブランクがあります。しかしながら、1カ月のブランクはすぐに取り戻す自信があります。私の本音の一端を述べさせていただきます、議長就任のご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長【一森敬司君】　ただいまの出席議員は12名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、平成29年松茂町議会第2回定例会は成立をいたしました。

ただいまから平成29年松茂町議会第2回定例会を開会いたします。

---

○議長【一森敬司君】　広瀬町長から招集の挨拶があります。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】　皆さん、おはようございます。どうやら徳島県内にもここ二、

三日のうちに梅雨入りをするような報道がございました。また、うっとうしい時期になりますが、議員各位には快適に過ごしていただけたらと、このように思っております。

本日、平成29年松茂町議会第2回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私とも大変お忙しい中、全議員のご出席を賜りましてありがとうございます。

本定例会に上程をいたします案件は、諮問が2件、同意が13件、報告が3件、承認が1件、そして議案が3件の合計22案件となっております。特に、本定例会には、現農業委員の任期満了が7月19日になっておりまして、新しく改選をされました委員さんは一人ひとり議員各位のご同意をお願いするものとなっております。多くの同意案件となっております。どうか、全案件、慎重にご審議をいただきまして可決決定が賜りますよう、お願いをいたしまして、招集のご挨拶とさせていただきます。

---

○議長【一森敬司君】 それでは、これから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から毎月実施した月例出納検査の結果、各会計とも収支適正であると認められますと議長宛てに報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

日程第1、「会議録署名議員の指名」について行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、5番佐藤道昭議員、及び6番佐藤禎宏議員を指名いたします。

---

○議長【一森敬司君】 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、6月7日から6月19日までの13日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【一森敬司君】 異議なしと認めます。

よって、会期は6月7日から6月19日までの13日間に決定いたしました。

---

○議長【一森敬司君】 日程第3、諮問第1号、及び日程第4、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の諮問2件を一括して議題といたします。

広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 それでは、平成29年第2回定例会に提案をいたしております議案の提案理由の説明を申し上げていきたいと思っております。

諮問第1号及び諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現在、人権擁護委員として在任中の藤井一氏、武田敏明氏が平成29年9月30日をもって任期満了となります。つきましては、引き続き、人権擁護委員として推薦したいと考えておりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、各氏の経歴等につきましては参考資料に添付いたしておりますので、ご覧いただきご同意くださいますよう、よろしく願いをいたします。

○議長【一森敬司君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

議事の都合により、小休をいたします。

午前10時08分小休

---

午前10時10分再開

○議長【一森敬司君】 小休前に引き続き、再開いたします。

これから採決に入ります。

諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付いたしました意見のとおり答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【一森敬司君】 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号及び第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付いたしました意見のとおり答申することに決定いたしました。

---

○議長【一森敬司君】 続きまして、日程第5、同意第2号「松茂町農業委員会の委員を認定農業者に準ずる者をもって過半数とすることについて」から、同意14号「松茂町農業委員会の委員の任命について」までの13件について一括して議題といたします。

広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 続きまして、同意第2号、松茂町農業委員会の委員を認定農業

者に準ずる者をもって過半数とすることにつきましては、新たに農業委員会の委員を選任する場合に、認定農業者に準ずる者をもって委員の過半数とすることについて、農業委員会等に関する法律第8条第5項及び同法施行規則第2条第1号の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第3号から同意第14号、松茂町農業委員会の委員の任命についてまでの12議案につきましては、現任の農業委員が平成29年7月19日をもって任期満了となることから、新たな農業委員として12名を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長【一森敬司君】 原田課長。

○産業環境課長【原田 賢君】 それでは、私から、同意第2号から第14号につきましてご説明申し上げます。

まず、議案書の3ページをお開き願います。

同意第2号、松茂町農業委員会の委員を認定農業者に準ずる者をもって過半数とすることについて。農業委員会の区域内に認定農業者の数が少ない場合に、認定農業者に準ずる者をもって委員の過半数とすることについて、農業委員会等に関する法律第8条第5項及び同法施行規則第2条第1号の規定により議会の同意を求めるというものであります。

平成28年4月1日から施行された農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律により、農業委員会の委員、いわゆる農業委員は公募制となり、地域の推薦や応募による候補者の中から議会同意をいただいた上で町長が任命することとなっております。農業委員会等に関する法律第8条第5項においては、認定農業者が委員の過半数を占めなければならないと規定されておりますが、同項ただし書きにおいて例外が認められております。その例外とは、同法施行規則第2条第1号に、「区域内における認定農業者の数が委員の定数に8を乗じて得た数を下回る場合において、委員の過半数を認定農業者及び認定農業者に準ずる者について議会の同意を得たとき」とあります。

松茂町においては、現在、認定農業者は85人で、農業委員の条例定数12人に8を乗じて得た数96を下回りますことから、新たに農業委員会の委員を任命する場合に、そのうち認定農業者の数と認定農業者に準ずる者の数を合わせた数によって過半数の規定を満たすということについて議会の同意を求めるものでございます。

ここで、認定農業者についてご説明申し上げます。農業者が農業経営基盤強化促進法に

基づき作成した、自らの農業経営についての5カ年の改善計画を町が適正と認定した場合に、その農業者が認定農業者となります。また、認定農業者に準ずる者とは、法施行規則第2条第1号に、認定農業者ではないが、かつて認定農業者であった人、あるいは、認定農業者の農業経営に参画する家族、親族、あるいは指導農業士、あるいは、地域農業の担い手を位置づけている「人・農地プラン」に搭載された地域農業の中心となるべき人、あるいは、農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想の経営指標の水準に達している人などが規定されており、これらの人が認定農業者に準ずる者とされております。

続きまして、同意第3号から第14号までのご説明を申し上げます。

議案書は、次の4ページから15ページをご覧ください。

同意第3号、松茂町農業委員会の委員の任命について。下記の者を松茂町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるというものであります。

現任の農業委員が平成29年7月19日をもって任期満了となりますことから、新たな農業委員として12名を任命いたしたく、議会の同意を求めるとのことです。新制度における農業委員の任期は、平成29年7月20日からの3年間となります。

それでは、それぞれの説明に移ります。同意第3号以降、同意第14号まで同じ文であります。

4ページの同意第3号でございますが、板野郡松茂町中喜来字福有開拓37番地、天野昇委。昭和45年5月15日生まれ。同意第4号、板野郡松茂町中喜来字北境14番地、尾田茂樹。昭和46年6月10日生まれ。同意第5号、徳島市川内町中島280番地の1、隔山普宣。昭和31年1月19日生まれ。同意第6号、板野郡松茂町広島字北ハリ24番地、佐藤重明。昭和24年2月13日生まれ。同意第7号、板野郡松茂町豊岡字小金洲4番地1、武内康文。昭和22年3月31日生まれ。同意第8号、板野郡松茂町豊岡字小金洲42番地、土佐和恵。昭和18年7月29日生まれ。同意第9号、板野郡松茂町笹木野字八北開拓251番地1、林恒俊。昭和30年5月8日生まれ。同意第10号、板野郡松茂町長岸436番地、古川静男。昭和27年11月9日生まれ。同意第11号、板野郡松茂町豊岡字山ノ手16番地7、益田茂明。昭和28年4月16日生まれ。同意第12号、板野郡松茂町中喜来字前原東一番越1番地3、村田茂。昭和29年9月1日生まれ。同意第13号、板野郡松茂町広島字宮ノ後11番地2、吉田彰子。昭和27年9月20日生まれ。同意第14号、板野郡松茂町笹木野字山上9番地、和西広典。昭和32年5月6日生

まれ。

なお、各氏の経歴につきましては、参考資料の2ページから7ページに添付いたしておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

今回、上程させていただいております各氏については、本年2月に募集を行い、地域の推薦などにより応募のあった方について町が選考を実施いたしました。なお、選考に当たっては、農業委員は認定農業者等が過半数を満たさなければならないという規定だけでなく、農業委員の要件には、法第8条第6項及び第7項に、利害関係を有しない者が含まれること、また、年齢、性別等に著しい偏りが生じないことが規定されており、これらの事項等を配慮いたしましたものであります。

構成の内訳でございますが、認定農業者等の数については、認定農業者5名、認定農業者に準ずる者2名です。年齢については、50歳以上の者、10名、50歳未満の者、2名です。性別については、男性10名、女性2名です。利害関係を有しない者、中立者の学識経験者として1名で、松茂町外在住の方であります。長く徳島県庁の農業部門にお勤めされ、豊富な専門知識をお持ちで松茂町の農業にも精通されております。

以上、同意第2号から第14号までの説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【一森敬司君】 ただいま担当職員の詳細説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長【一森敬司君】 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

---

○議長【一森敬司君】 これから討論を行います。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

---

○議長【一森敬司君】 これから採決に入りますが、一括して採決してよろしいでしょ

うか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【一森敬司君】 異議なしと認めます。

これより一括して採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5、同意第2号「松茂町農業委員会の委員を認定農業者に準ずる者をもって過半数とすることについて」から、日程第17、同意第14号「松茂町農業委員会の委員の任命について」までの13件について、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【一森敬司君】 異議なしと認めます。

よって、日程第5、同意第2号「松茂町農業委員会の委員を認定農業者に準ずる者をもって過半数とすることについて」から、日程第17、同意第14号「松茂町農業委員会の委員の任命について」までの13件は、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長【一森敬司君】 日程第18、報告第1号「松茂町土地開発公社平成29年度事業計画及び予算並びに平成28年度決算に関する書類の提出について」から、日程第20、報告第3号「専決処分の報告について」までの報告3件を一括して議題といたします。

広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 続きまして、報告第1号、松茂町土地開発公社平成29年度事業計画及び予算並びに平成28年度決算に関する書類の提出につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告をするものでございます。

平成28年度の松茂町土地開発公社の事業決算でございますが、用地の取得、売却ともにごさいませんでした。土地の管理費のみの決算となっております。

平成29年度の松茂町土地開発公社の予算といたしましては、用地の取得、売却ともに計画はありませんので、管理費のみを計上しております。これらの公社の予算及び決算につきましては、本年4月18日開催の松茂町土地開発公社理事会においてご承認をいただいているところでございます。

次に、報告第2号、平成28年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告をするものであります。

平成28年度事業のうち、事業の執行状況により個人番号カード交付事業において117万8千円、臨時福祉給付金事業及び関連事務において4,113万円、地区計画策定事業において552万6,960円、合併処理浄化槽整備事業において137万4千円、木造住宅耐震化促進事業において255万円を平成29年度に繰り越して事業を実施するものであります。

続きまして、報告第3号、専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

まず、専決第1号、工業団地下水道工事その5変更請負契約締結につきましては、平成28年6月17日の定例会において契約議決をいただき執行し、平成29年3月25日に竣工をいたしております。今回の変更の主なものは、公共汚水ますの設置位置を変更したことにより開削延長が増加したことに伴う契約金の増額であります。

次に、専決第2号、津波防災センター・中央庁舎建築工事変更請負契約締結につきましては、平成27年6月22日の定例会において契約議決をいただき執行し、平成29年3月28日に竣工いたしております。今回の変更の主なものは、議会棟エレベーターの仕様変更及び電算室の生体認証システムなどを追加したことに伴う契約金額の増額であります。

次に、専決第3号、松茂町老人福祉センター改修工事変更請負契約締結につきましては、平成28年6月17日の定例会において契約議決をいただき執行し、平成29年3月27日に竣工をいたしております。今回の変更の主なものは、1階風除室引分防音ドアを、車椅子利用者の利便性及び安全性を考慮し、引分防音自動ドアに変更をしたことなどに伴う契約金の増額であります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長【一森敬司君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

担当職員の詳細報告は、報告第1号、第2号、第3号の順番で求めます。

松下課長。

○総務課長【松下師一君】 失礼いたします。

それでは、報告第1号についてご説明申し上げます。議案書16ページをお開きください。

報告第1号、松茂町土地開発公社平成29年度事業計画及び予算並びに平成28年度決算に関する書類の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、松茂町

土地開発公社平成29年度事業計画及び予算並びに平成28年度決算に関する書類を別紙のとおり議会に提出するというものでございます。

説明の都合上、先に、平成28年度決算をご説明し、その後に平成29年度事業計画及び予算をご説明申し上げます。

議案書17ページへお進みください。

まず、平成28年度収入支出決算資金運用書でございます。上段の収入では、前年度からの繰越金が、決算額432万9,532円、事業収入及び借入金はございませんでした。事業外収入では、利息収入が決算額779円で、収入合計額は433万311円でございます。

次に、下段の支出でございますが、借入金償還金は土地の売買事業がないためございませんでした。事業費では、土地取得費及び土地造成費はございませんでした。一般管理費で7万9,772円の決算額でございますが、これは、土地開発公社が所有しております広島字北川向地区の土地を管理するために必要な除草剤の購入費等9,772円と、法人町県民税7万円を合わせた額でございます。事業外費用及び予備費の決算額はいずれもゼロで、翌年度繰越金が、決算額425万539円となり、支出合計額は433万311円でございます。

次に、18ページでございます。

上段の貸借対照表でございますが、これは、平成29年3月31日現在の状況を表したものでございます。資産の部では、流動資産といたしまして、現金及び預金が425万539円、公有用地が3,693万4,550円であり、資産合計は4,118万5,089円でございます。

次に、負債の部でございますが、松茂町土地取得特別会計からの長期借入金が1,200万円ございます。これは、北川向地区の用地を購入する際に借り入れをしたものでございます。

続いて、資本の部でございますが、基本財産が300万円で、基本金合計は300万円でございます。準備金では、前期繰越準備金が2,626万4,082円、当期利益がマイナスの7万8,993円で、準備金合計は2,618万5,089円でございます。したがって、資本合計は2,918万5,089円、負債及び資本合計が4,118万5,089円でございます。

続きまして、このページ下段の損益計算書でございますが、これは、単年度の収支を表

しております。平成28年度の事業収益及び事業原価はゼロでございました。次に、販売費及び一般管理費でございますが、先にご説明いたしました、除草剤購入費や法人町県民税などを合わせて7万9,772円でございます。次の事業外収益として受取利息が779円ありますことから、事業外費用がゼロということも合わせて、差し引き当期利益はマイナス7万8,993円となっております。

次の19ページに米田監事及び南東監事が審査報告いたしました決算審査意見書を添付しておりますので、あわせてご覧ください。

以上が松茂町土地開発公社の平成28年度決算の状況でございます。

続きまして、平成29年度松茂町土地開発公社の事業計画及び予算についてご説明いたしますが、平成29年度も土地の売買に対する事業はないことから、広島宇北川向地区の土地を管理するために必要な事業と予算のみの計画としてございます。

20ページをお開きください。

ここで、第1条の総則以下、第6条まで、公社の予算の概要を定めておりますが、説明の都合上、次の21ページ、こちらをご覧ください。この平成29年度収入支出予算・資金計画書によりご説明をさせていただきます。

まず、上段の収入でございますが、前年度繰越金は425万円でございます。事業収入は、土地売却収入及び土地造成収入とも目のみを設定で各1千円としております。また、借入金につきましても、目のみの設定で1千円、次の事業外収入では、利息収入として1千円を見込んでおります。合計すると、収入予算は425万4千円を見込んでおります。

次に、下段の支出でございますが、借入償還金は目のみの設定で1千円となっております。事業費のうち、土地取得費と土地造成費につきましては、目のみの設定で各1千円としておりますが、一般管理費につきましては、土地の維持管理経費と法人町県民税などで50万円を計上いたしております。事業外費用では、利息支払いで目のみの設定の1千円としております。予備費で50万円、繰越金として325万円を計上いたしまして、支出合計も収入合計と同額の425万4千円といたしております。

以上、報告第1号松茂町土地開発公社平成29年度事業計画及び予算並びに平成28年度決算に関する書類についての報告説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【一森敬司君】 谷本住民課長。

○住民課長【谷本富美代君】 それでは、報告第2号の説明をさせていただきます。

議案書 22 ページをお開きください。

報告第 2 号、平成 28 年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について。地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、平成 28 年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について、別紙のとおり報告するというものでございます。このうち、住民課で所管いたします繰越明許費につきましてご報告をさせていただきます。

それでは、議案書 23 ページをお開きください。

平成 28 年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。表の上段になります、款 5、総務費、項 10、戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業におきまして 117 万 8 千円を平成 29 年度に繰り越しいたしました。繰り越した財源の内訳は、全額が国庫支出金でございます。この事業は、通知カードや個人番号カードを交付する事業です。地方公共団体情報システム機構に通知カードの印刷、発送や個人番号カードの交付申請受付、カード発行など関連事務を委任しております。なお、24 ページに歳入予算、25 ページに歳出予算の事項別明細書を記載しておりますので、ご覧ください。

以上で住民課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【一森敬司君】 鈴谷福祉課長。

○福祉課長【鈴谷一彦君】 それでは、私から、報告第 2 号のうち福祉課で所管いたします繰越明許費についてご報告をさせていただきます。

引き続き、議案書の 23 ページをご覧ください。

平成 28 年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算書の 2 段目でございます。款 10、民生費、項 1、社会福祉費、臨時福祉給付金事業におきまして 3,900 万円を平成 29 年度に繰り越しをいたしました。繰り越した財源の内訳は、平成 28 年度に既に国から交付されております既収入特定財源 25 万 8 千円、及び未収入特定財源 3,874 万 2 千円、合計で 3,900 万円、全額国庫支出金でございます。

この事業は、国の平成 28 年度補正予算における事業であり、交付決定が平成 29 年 3 月であったため、予算を平成 29 年度に繰り越しをいたしました。事業内容は、平成 26 年 4 月に実施した消費税率引き上げに伴う、所得の少ない方への影響を緩和するため、平成 29 年 4 月から平成 31 年 9 月までの 2 年半分の経済対策分として対象者 1 人につき臨時福祉給付金 1 万 5 千円を支給するものでございます。

次の行をご覧ください。

款 10、民生費、項 1、社会福祉費、臨時福祉給付金事務におきまして 213 万円を平

成29年度に繰り越しをいたしました。繰り越した財源の内訳は、平成28年度に既に国から交付されております既収入特定財源23万6,817円、及び未収入特定財源179万3,183円、合計の203万円が国庫支出金、一般財源10万円でございます。

この事業につきましても、国の平成28年度補正予算における事業であり、交付決定が平成29年3月であったため予算を平成29年度に繰り越しをいたしました。事業内容は、臨時福祉給付金の支給事務担当の臨時職員3人分の賃金及び社会保険料や申請書、支給決定通知書の郵送料など、給付金の支給事務に要する費用でございます。なお、24ページに歳入予算、25ページに歳出予算の事項別明細を記載しておりますので、ご覧ください。

以上で福祉課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【一森敬司君】 小坂建設課長。

○建設課長【小坂宜弘君】 それでは、報告第2号のうち建設課で所管いたします繰越明許費につきまして報告をさせていただきます。

款30、土木費、項15、都市計画費の地区計画策定事業におきまして552万6,960円を平成29年度に繰り越しをいたしました。繰り越した財源の内訳は、全額が一般財源でございます。この事業につきましては、平成27年度より松茂スマートインターチェンジ周辺地区ほか1地区の地区計画策定を進めております。この業務委託のうち精算払い分を繰り越しするものでございます。

続きまして、款30、土木費、項20、住宅費の木造住宅耐震化促進事業におきまして255万円を平成29年度に繰り越しをいたしました。繰り越した財源の内訳は、国県支出金が191万2,500円、一般財源が63万7,500円でございます。この事業は、木造住宅の耐震診断や耐震改修などを行った個人に対して補助をいたしております。このうち住まいの安全安心なリフォーム支援事業3件について繰り越しをするものでございます。なお、24ページに歳入、26ページに歳出予算の事項別明細書を記載しておりますので、ご覧ください。

以上で建設課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長【一森敬司君】 石森下水道課長。

○下水道課長【石森典彦君】 それでは、私から、報告第2号のうち下水道課所管事業の繰越明許費についてと報告第3号の専決第1号についてご報告をさせていただきます。

引き続き、議案書の23ページをご覧ください。

平成28年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算書の5段目でございます。款30、土

木費、項15、都市計画費、事業名、合併処理浄化槽整備事業におきまして137万4千円を平成29年度に繰り越しをいたしました。繰り越した財源の内訳は、既収入特定財源45万8千円、一般財源91万6千円でございます。この事業は、平成28年度から平成32年度までの循環型社会形成推進交付金事業計画に基づき、補助対象地域におきまして、10人槽以下の合併処理浄化槽の設置をされた方に対しまして補助金を交付するものでございます。この事業費が平成28年度におきまして計画より実績が下回ったため、その差額に相当する交付金分対象事業費137万4千円を29年度へ繰り越しをしたものでございます。

なお、事項別明細書の歳入につきましては、議案書の24ページ、歳出につきましては、議案書の26ページに記載しておりますので、ご覧ください。

以上で、下水道課所管分並びに報告第2号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、報告第3号につきましてご説明申し上げます。

議案書の27ページをお開き願います。

報告第3号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを報告するというものでございます。

議案書の28ページをお開き願います。

専決第1号、工業団地下水道工事その5変更請負契約について。工業団地下水道工事その5変更請負契約を下記のとおり締結するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。契約の目的、工業団地下水道工事その5。契約の金額、変更前、1億584万円。変更後、1億890万6,120円。契約の相手方、徳島県板野郡松茂町豊岡字芦田鶴113番地6、大東興業株式会社、代表取締役、松浦恵というものでございます。

この工事につきましては、平成28年6月の本議会におきまして契約議決をいただき執行いたしました。工事の内容といたしましては、工業団地内の富田製薬株式会社北側に直径200mmの下水道管を推進工法により415m、開削工法により291m、計706mを築造布設し、平成29年3月25日に竣工いたしております。変更の主な内容といたしましては、受益者の申し出により、公共汚水ます設置位置の変更に伴いまして、開削延長が増になったことによるもの、並びに、それに伴います舗装面積の増となっております。

以上で、専決第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【一森敬司君】 松下総務課長。

○総務課長【松下師一君】 失礼します。

引き続き、報告第3号のうち総務課が所管いたします専決第2号についてご説明申し上げます。

議案書の29ページをご覧ください。

専決第2号、津波防災センター・中央庁舎建築工事変更請負契約締結について。津波防災センター・中央庁舎建築工事変更請負契約を下記のとおり締結するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

契約の目的、津波防災センター・中央庁舎建築工事。契約の金額、変更前、10億3,151万8,800円。変更後、10億5,323万7,600円。契約の相手方、香川県高松市番町三丁目8番11号。西松建設株式会社四国支店、支店長、川崎邦彦というものでございます。

この工事につきましては、平成27年6月の第2回定例会において契約議決をいただき執行し、去る平成29年3月28日に竣工をいたしております。

今回の変更契約について、主な変更点といたしましては、建築工事において、東側議会議棟のエレベーターを改修する際に、防災機能を向上させる観点から、河川氾濫や津波災害時に浸水、水没した1階を除外して2階以上で運転する新機能等を追加いたしました。また、中央庁舎3階電算室の新設工事において、セキュリティ機能を向上させるため、サーバー室への入退室時に生体認証を行う電子錠システムなどの工事を追加したほか、庁舎外構部分においても、視覚障がい者等の庁舎利用に配慮し、点字誘導びょうを増設する等の工事を追加いたしました。また、機械設備工事において、工事中、仮配管を実施しておりました総合会館トイレ排水管について、新たな排水系統を整備するなどの追加工事がございました。

以上、主たる点について、専決第2号の報告の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【一森敬司君】 鈴谷福祉課長。

○福祉課長【鈴谷一彦君】 それでは、私から、報告第3号のうち福祉課が所管いたします専決第3号についてご説明を申し上げます。

議案書の30ページをご覧ください。

専決第3号、松茂町老人福祉センター改修工事変更請負契約締結について。松茂町老人

福祉センター改修工事変更請負契約を下記のとおり締結するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

契約の目的、松茂町老人福祉センター改修工事。契約の金額、変更前、1億8,867万6千円。変更後、1億9,082万5,200円。契約の相手方、徳島県板野郡松茂町広島字壱番越6番地6。株式会社多田組。代表取締役、多田卓治というものでございます。

この工事につきましては、平成28年6月の本議会におきまして契約議決をいただき執行をいたしました。

工事の内容といたしましては、老人福祉センター松鶴苑の大規模改修工事で、バリアフリー化への対応、空調、浴室など設備の更新、及び太陽光発電システム設置工事でありま。防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を活用して工事を行い、平成29年3月27日竣工をしております。

変更の主な内容といたしましては、1階風除室の引分防音ドアを車椅子利用者などの利便性及び安全性を考慮し、引分防音自動ドアに変更したこと、また、1階廊下片引き防音ドアを、緊急時のストレッチャー等の通行が可能な両開き防音ドアに変更したことなどによる契約金額の増額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【一森敬司君】　これで報告第1号から第3号までの報告は終わりました。

議事の都合により、小休をいたします。

午前10時59分小休

---

午前11時08分再開

○議長【一森敬司君】　小休前に引き続き、再開をいたします。

続きまして、日程第21、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第24、議案第29号「平成29年度松茂町一般会計補正予算（第1号）」までの承認1件と議案3件を一括して議題といたします。

広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】　続きまして、承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

まず、専決第4号、松茂町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、関係する条項を改正したものであります。

改正の主な内容は、個人住民税における配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに関連し、控除対象配偶者の定義変更並びに固定資産税及び軽自動車税の特例について、法律の改正にあわせて見直ししたものであります。

次に、専決第5号、松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布されたことに伴い、関係する条項を改正したものであります。

改正の内容につきましては、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得について見直ししたものであります。

次に、専決第6号、平成28年度松茂町一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,952万7千円を追加し、補正後の予算の総額を69億4,965万4千円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、町税7,763万8千円、地方交付税4,160万2千円などを増額補正し、国庫支出金2,331万1千円などを減額補正したものであります。

歳出につきましては、平成28年度における各種事務事業に係る不用額を減額補正するとともに、歳入増額分と歳出不用額を合わせて財政調整基金に6,037万1千円、生活環境整備基金に3億円を積み立てたものであります。

次に、専決第7号、平成28年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ87万3千円を追加し、補正後の予算の総額を1億6,323万2千円とするものであります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料87万3千円を増額補正したものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金として歳入と同額を増額補正したものであります。

次に、専決第8号、平成28年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ86万4千円を減額し、補正後の予算の総額を1億611万4千円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金 86 万 4 千円を減額補正したものであります。

歳出につきましては、平成 28 年度における各種事務事業に係る不用額として歳入と同額を減額補正したものであります。

次に、専決第 9 号、平成 28 年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 2,005 万 1 千円を減額し、補正後の予算の総額を 4 億 5,011 万 6 千円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金 2,469 万 1 千円を減額し、使用料 433 万円などを増額補正したものであります。

歳出につきましては、平成 28 年度における各種事務事業に係る不用額を減額補正したものであります。

次に、専決第 10 号、平成 28 年度松茂町水道特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、事業の確定により資本的収入の既定の総額から 1 億 847 万 2 千円を減額し、補正後の総額を 6 億 1,790 万 6 千円とし、資本的支出も、同じく既定の総額から 8,868 万 8 千円を減額し、補正後の総額を 7 億 3,965 万 2 千円としたものであります。

続きまして、議案第 27 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、職員の適材適所への任用を進める必要から、地方公務員法第 25 条第 3 項第 2 号及び同条第 5 項の規定により条例制定されております「等級別基準職務表」について、一部を改正するものであります。

次に、議案第 28 号、徳島市と松茂町との間における一般廃棄物の処理に係る事務の委託に係る協議につきましては、一般廃棄物の広域処理施設整備推進のため、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項の規定において準用する同法第 252 条の 2 第 3 項本文の規定から、一般廃棄物処理に係る事務を規約により徳島市に委託することを提案するものであります。

次に、議案第 29 号、平成 29 年度松茂町一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 229 万円を追加し、補正後の予算の総額を 56 億 6,729 万円とするものであります。

歳入といたしましては、国庫支出金 37 万 5 千円、前年度繰越金 191 万 5 千円を増額補正するものであります。

歳出の主なものといたしましては、児童館修繕料 78 万 4 千円などを増額補正するものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。なお、ご審議の上、可決決定を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長【一森敬司君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております承認1件と議案3件につきましては、6月9日再開予定の本会議において総括的な質疑を受けた後、各常任委員会に付託したいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

---

○議長【一森敬司君】 続きまして、日程第25、発議第2号「議員派遣の件」を議題といたします。

この発議は、去る6月2日の議会運営委員会において、議会運営委員会の発議として提出することに決定をいただき、このように提出していただいております。

議員の派遣については、会議規則第122条の規定により、議会の議決を求めるもので、平成29年6月から平成30年5月までの議員の派遣を議員派遣一覧表のとおり行い、緊急を要する場合は議長に委任するものです。

お諮りいたします。

春藤議会運営委員長から提出されました議員派遣の件は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【一森敬司君】 異議なしと認めます。

よって、発議第2号「議員派遣の件」は可決されました。

---

○議長【一森敬司君】 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明日6月8日の1日は、議案調査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【一森敬司君】 異議なしと認めます。

よって、明日6月8日の1日は、休会と決定しました。

次回は、6月9日、午前10時から再開いたします。

本日は、これで散会いたします。どうもありがとうございました。

午前11時20分散会